寒川町工事請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）
運用マニュアル

平成２０年８月

（ 令 和 ８ 年 ７ 月改正）

寒　川　町

目　次

第１章　総 論

１－１　寒川町工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の考え方

１－１－１　スライド条項の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

１－１－２　全体スライド条項と単品スライド条項の関係 ・・・・・・・・・・・・ １

１－２　対象工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

１―３　対象品目の選定の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

１－３－１　スライド額の算定の対象とする品目 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

１―４　請負代金の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

１－５　スライド額算定の方法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

１－５－１　出来高部分払いを行った場合の対象数量について ・・・・・・・・・・ ８

１－６　スライド条項併用時の特例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

１－７　情報公開の取り扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第２章　鋼材類

２－１　対象材料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

２－１－１　対象材料の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

２－１－２　その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等 ・・・・・・・・・・・・１３

２－２　対象数量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

２－３　受注者への確認事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

２－４　単価（実勢価格の算定） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

２－４－１　変動前の価格の決定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

２－４－２　変動後の実勢価格の決定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

２－４－３　変動後の実勢価格の算出方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

２－５　購入価格の評価方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

２－６　変動額の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

２－７　計算例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第３章　燃料油

３－１　対象材料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

３－２　対象数量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

３－２－１　対象数量の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

３－２－２　対象数量の算定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

３－２－３　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

３－３　受注者への確認事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

３－４　単価（実勢単価の算定）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

３－４－１　変動前の価格の決定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

３－４－２　変動後の実勢価格の決定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

３－４－３　変動後の実勢価格の算出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

３－５　購入価格の評価方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

３－６　変動額の算定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

３－７　算出例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

３－７－１　各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法　・・・・・・・・・・・・２９

３－７－２　機材運搬に係る燃料油の算出方法　・・・・・・・・・・・・・・・３０

３－７－３　直接工事費に計上される運搬費　・・・・・・・・・・・・・・・・３３

３－７－４　計算事例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第４章　その他主要な工事材料

４－１　対象材料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

４－１－１　対象材料の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

４－１－２　その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等　・・・・・・・・・・３６

４－２　対象数量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

４－３　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

４－４　単価（実勢単価の算定）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

４－４－１　変動前の価格の決定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

４－４－２　変動後の実勢価格の決定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

４－５　購入価格の評価方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
４－６　変動額の算定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
第５章　請求等手続き及び提出様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
５－１　請求時期　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
５－２　協議の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
５－３　既済部分検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
５－４　部分引き渡しに係る指定部分の取り扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・４４

第１章　総論

１－１　寒川町工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の考え方

１－１－１　スライド条項の趣旨

・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的考え方である。

・　建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、寒川町工事請負契約約款第２６条が規定されているものである。

１－１－２　全体スライド条項とインフレスライド条項と単品スライド条項の関係

・全体スライド条項は、請負契約後１年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。

・　全体スライド条項は、請負契約後１年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、直接工事費の変更に連動して諸経費の等の変更を含むものである。

・　一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

・　また、単品スライド条項は企業の規模を問わず、あらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は寒川町工事請負契約約款第３０条の（不可抗力による損害）に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「契約金額の１%」を採用したものである。

・　なお、全体スライド条項は、１年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「契約金額における残工事費の１．５%」としている。また、インフレスライド条項は、単品スライド

条項と同様に、受注者の負担割合は寒川町工事請負契約約款の第３０条の（不可抗力による損害）に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「契約金額における残工事費の１%」を採用したものである。

１－２　対象工事

・残工事が 2 ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。

・　単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引き渡しに係る工事部分の残工期を含む）が 2 ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。
・　請求対象となる工事のうち、単品スライド条項の対象となる材料の価格が対象となる請負代金額の１%以上変動している工事が、単品スライド条項の適用対象工事となる。

１－３　対象品目の選定の考え方

・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定する。

・　寒川町工事請負契約約款の第２６条第５項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料とする。
・　これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
・　なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議のうえ決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

１－３－１　スライド額の算定の対象とする品目

・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目類ごとの変動額（増額分又は減額分）が１%を超える品目とする。

・　個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が請負代金額の１%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
・　つまり、鋼材類、燃料油、その他主要な工事材料の変動額の合計額が対象工事費の１%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その増額分だけで対象工事費の１%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。

・　なお、「品目毎」とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分し、その他の主要な工事材料の区分は「第４章　その他の主要な工事材料」によるものとする。

１－４　請負代金の考え方

・請負代金の部分払いをした工事における「請負金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払いの対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来高部分等」という）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

・　出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件が無い限り、発注者と受注者との間で数量及び金額について合意を完了しているものであることから、 単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことに変わりはない。

・　ただし通常は、対象材料の価格の変動により 請負代金額が不適当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一 般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。

　このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行った分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。（第５章　請求等手続き及び提出様式」によるものとする）

・　また、部分引き渡しを行う部分については、その部分に係る精算を完了させる必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い、単品スライド条項を適用することとなる。その際の請負代金額は、部分引き渡しを行う部分に係る請負代金額となるが、部分払いを既に行っている出来高部分 （特段の規定を設けたものを除く） が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。

・　このような考え方は、請負代金額だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

１－５　スライド額算定の方法について

・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の１％を超える額とする。
・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

①スライド額算定式（実勢価格）

１－３により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の、それぞれの品目毎の請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、主要な工事材料に該当する各材料（以下「対

象材料」という）の単価等に基づき、次式により行う。

$S_{増額}^{※}$＝（$M_{鋼}^{変更}$－$M_{鋼}^{当初}$）＋（$M_{油}^{変更}$－$M_{油}^{当初}$）＋（$M_{材料}^{変更}$－$M_{材料}^{当初}$）－ Ｐ×1/100

$S_{減額}^{※}$＝（$M_{鋼}^{変更}$－$M_{鋼}^{当初}$）＋（$M_{油}^{変更}$－$M_{油}^{当初}$）＋（$M_{材料}^{変更}$－$M_{材料}^{当初}$）－ Ｐ×1/100

※税抜き額を万円未満切り捨てとする

※対象となる品目の考え方は「１－３－１スライド額の算定の対象とする品目」による。

$M_{鋼}^{当初}$，$M_{油}^{当初}$，$M_{材料}^{当初}$＝｛ｐ1×Ｄ1＋ｐ2×Ｄ2＋・・・・・・ｐｍ＋Ｄｍ｝×ｋ×（１＋消費税及び地方消費税の税率/100）

$M_{鋼}^{変更}$，$M_{油}^{変更}$，$M_{材料}^{変更}$＝｛ｐ1×Ｄ1＋ｐ2×Ｄ2＋・・・・・・ｐｍ＋Ｄｍ｝×ｋ×（１＋消費税及び地方消費税の税率/100）

$S_{増額}$：スライド額（増額変更の場合）

$S_{減額}$：スライド額（減額変更の場合）

$M_{鋼}^{変更}$，$M_{油}^{変更}$，$M_{材料}^{変更}$：価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{鋼}^{当初}$，$M_{油}^{当初}$，$M_{材料}^{当初}$：価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

ｐ　：　２－４、３－４、４－４の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

ｐ’：　２－４、３－４、４－４の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

Ｄ　：　２－４、３－４、４－４の規定に基づき鋼材類、燃料油、又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

ｋ　：落札率

Ｐ　：請負代金

（計算例）

計算例１

請負代金額			200,000,000	1%相当額	2,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	×
	合計	1,500,000	1,800.000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	○
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額　S＝2,900,000−2,000,000＝900,000					

注）価格は税込み

計算例２

請負代金額			100,000,000	1%相当額	1,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	○
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	○
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額　S＝1,600,000+2,400,000−1,000,000＝3,000,000					

注）価格は税込み

②実際の購入金額が$M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$又は$M_{材料}^{変更}$を下回る場合について

・　受注者が、２－５，３－５，４－５の規定に基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目毎に合計した金額（消費税相当額を含む）を算定し、これら実際の購入金額が$M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$又は$M_{材料}^{変更}$を下回る場合にあっては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、$M_{鋼}^{変更}$に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、$M_{油}^{変更}$に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、$M_{材料}^{変更}$に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。

・　なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた、請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで、落札率を乗じるのは適当ではない、との考えに

よるものである。

③実際の購入金額が$M_{鋼}^{変更}$, $M_{油}^{変更}$又は$M_{材料}^{変更}$を上回る場合について

・　受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が$M_{鋼}^{変更}$,　$M_{油}^{変更}$又は$M_{材料}^{変更}$を上回る場合であっても、上記①のスライド算定式にかかわらず、$M_{鋼}^{変更}$に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、$M_{油}^{変更}$に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、$M_{材料}^{変更}$に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する

・　なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、上記②と同様である。

・　この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

（参考フローは別紙１参照）

１）受注者からの申し出

・　受注者は、実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。

　その際受注者は、対象材料毎に実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（落札率を考慮）を上回ることを確認するものとする。

・　受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

２）実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

・　実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる２社以上の見積とする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

＜見積りの留意事項＞

・　見積りの提出は、工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価とするため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。

・　地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することが出来ない場合や、搬入先を含まない見積りが１社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の搬入先への注文時の見積りも含めるものとする。

（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が 25 度以上の場合は、運搬時間が１時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。

３）価格変動後の金額の算定

＜第 1 段階＞

・　受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。

・　具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と 2 社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。

・　確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（1 ヶ月以上）の単価で確認する。

・　第 1 段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第２段階に移行する。実際の購入金額が基も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

＜第 2 段階＞

・　材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。

・　妥当性の目安は、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋30%とする。

（確認時の留意事項）

・　複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（落札率を考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の購入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。

・　実勢価格の単価は以下のとおりとする。

鋼材類：「現場に搬入された月」の物価資料の価格（落札率考慮）

燃料油：「購入した月の翌月」の物価資料の価格（落札率考慮）

その他主要な材料：鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油に準じる。

・　実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は、概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて、価格変動後の金額を算定するものとする。

・　なお、実勢価格の単価（落札率を考慮）の＋30%は、発注者として妥当性を確認するためのものであり、＋30%を超えても、妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

（大幅に乖離している場合の確認時の留意事項）

・　発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査により単価

設定している場合は、特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により、発注者が入手できる情報、資料から、証明書類の金額の妥当性を確認するものとする。

・　発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

４）減額変更の場合

・　発注者が減額変更を請求した場合で、発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときも、同様の取り扱いとする。

１－５－１　出来高部分払いを行った場合の対象数量について

・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

・　出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

①出来高部分について、再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。

②部分払い対象となった請負代金額相当額と、請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。※

※部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の９割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

１－６　スライド条項併用時の特例

・全体スライド条項及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能である。
・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。
・単品スライド条項の発動の可否を判断するために１%を乗じる請負代金額には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。

・　全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。

　その上で、全体スライド条項及びインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価として、単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

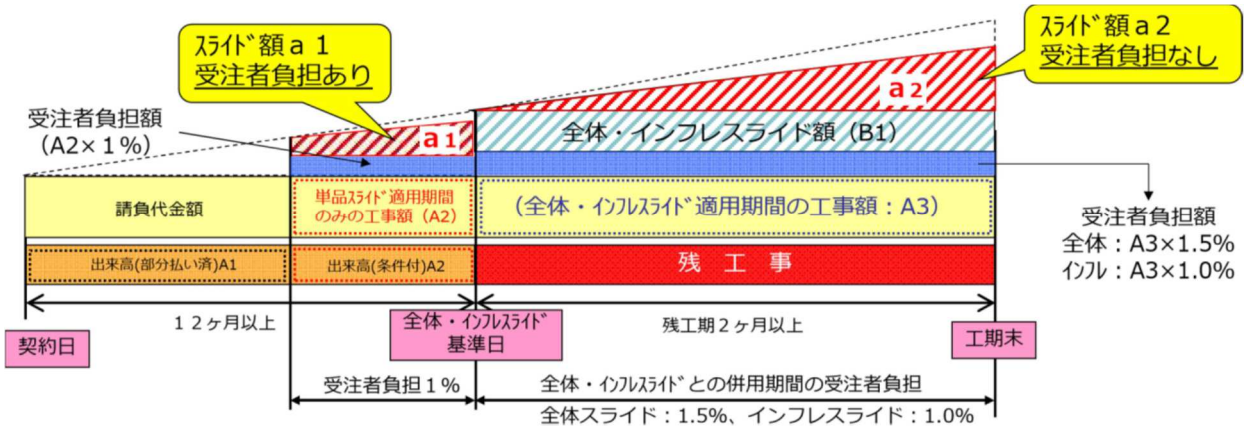
・　また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては請負代金額における残工事費の１．５%もしくは１%、後者においては請負代金額の１%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

・　このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては、当該期間の工事費の１%を受注者の負担とするが、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用により、受注者が負担する請負代金額における残工事の１．５%もしくは 1%をもって、既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る１%分の負担を求めないこととした。（全体スライド時には 1.5%の受注者負担、インフレスライド時には 1%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない）

・　ただし、１―４で述べたように、単品スライド条項に係る請負代金額は基本的には最終的な請負代金額であるため、単品スライドの適用可否を判断するために１%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

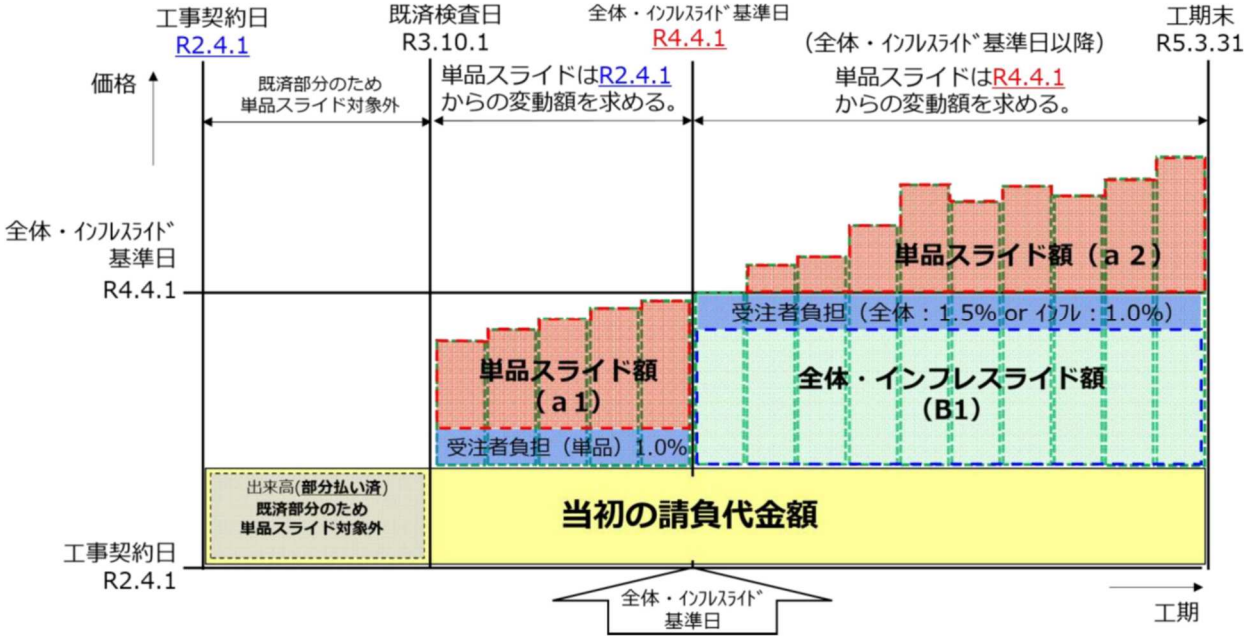
全体・インフレスライドと単価スライドの併用（請負代金額・受注者負担の例）

（全体イメージ）



注）１－４のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

（補足：単品スライド額の対象イメージ）



注）全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

１－７　情報公開の取り扱いについて

・単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、受注者から提出を受けた社内書類も開示する方針である。

第２章　鋼材類

２－１　対象材料

２－１－１　対象材料の考え方

・Ｈ形鋼，異形棒鋼，厚板，鋼矢板，鋼管杭，鉄鋼二次製品，ガードレール，スクラップ等，鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。 ・ただし、コンクリート二次製品等に対象と含まれる鋼材類は対象としない。

・　鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に変動することがあり得ることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類（Ｈ形鋼，異形棒鋼，厚板，鋼矢板．鋼管杭等）の他、鉄鋼二次製品（ロックボルト等），鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやＰＣ鋼より線等），スクラップ等を対象とする。

・　しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。（設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、単価・購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。）

・　なお、非鉄金属（アルミニウム，鉛，金，銀，銅，ニッケル等）は、価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。

対象材料一覧（例）

品目	品名（例）	規格（例）	単位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 12≦t≦25	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16～25	t
形鋼	H形鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H＝1100 根入長＝200(CO建込)4段	m
ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ	ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ(円形)	ﾒｯｷ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト(六角)	F10T M22×100	組

２－１－２　その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

①市場単価・土木工事標準単価

・鋼材類を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下、「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
・ただし材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

・　工種ごとの単価が示されている市場単価等において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
・　具体的には、別表１の市場単価のうち、網掛けのもの（①）は市場単価の構成上、材料費が分離されているため、対象とすることができる。
・　なお、市場単価等が材料費を分離できない構成となっているもの（②）は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。

　この場合、市場単価等に代えてその材料の実勢価格または実際の購人価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、単価・購入価格, 購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価等以外の場合と同様である。

②賃料（リース料金）・損料等

・鋼材類の賃料･損料についても対象とすることが出来る。

・　リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、リース料や不足弁償金の上昇があり得ることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。

　なお、一度リース契約を結んだものは、契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とする。

　また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様に、その数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じるなど、当初及び変更後の価格の設定については、注意が必要である。

２－２　対象数量

・鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分について、スクラップ等で売却する金額についても、適切に処理する。
・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を、対象数量とすることを基本とする。

①基本事項

・　鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。

この数量について受注者が単価・購人価格、購入先及び購人時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対像としない。

・　また、実際の工場現場では、鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×(1+ロス率)）までは、対象数量とすることができる。

ロス率ついては、土木工事標準積算基準書によることとする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→	当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≦証明数量≦設計数量	→	対象材料。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→	対象材料。対象数量は設計数量

注）設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：請負者から証明された数量

・　このようなロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。

このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。

協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく、設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一

部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

・ 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。

このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③減額変更する場合の取り扱い

・ 減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。

・ 発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは、止記①，②に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量＜設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

④その他

・ 既済部分払いを行っている場合は、 当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。

・ 設計数量に含まれる鋼材スクラップの売却益（マイナス控除額）については、対象品目に合わせて単品スライドの対象として取り扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益については、検収が困難であることから、実勢価格での算定を基本とし、実際の売却額とはしない。

２－３　受注者への確認事項

・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期，購入先，単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書，請求書，領収書の提出を受注者に求めること。
・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

①基本事項

・　単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために、請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、受注者が、実際の購人時期や単価・購人価格を証明することが前提となる。
・　このため、材料の取引形態に照らし、数量，価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期，購入先及び単価・購入価格を証明する書類として、納品書，請求書，領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確にすることが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購人した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量，納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）
・　下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書，請求書，領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
・　必要な証明書類が提出されない場合や、提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は、単品スライド条項の対象材料としない。

これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した、変動後の価格と実際の購人価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（１－５参照）、鋼材については、購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも、書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。

ここでいう材料とは、規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を硫認できない材料があったとしても、規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としない、という趣旨ではない。

・　ただし例えば、メーカー等から鋼材類を購入する際に、購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を、受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬人等の月、及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

　この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格 （対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格）を用いて、スライド額を算定することができる。

②任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

・　任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要となった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③鋼材類の「搬入」の取り扱い

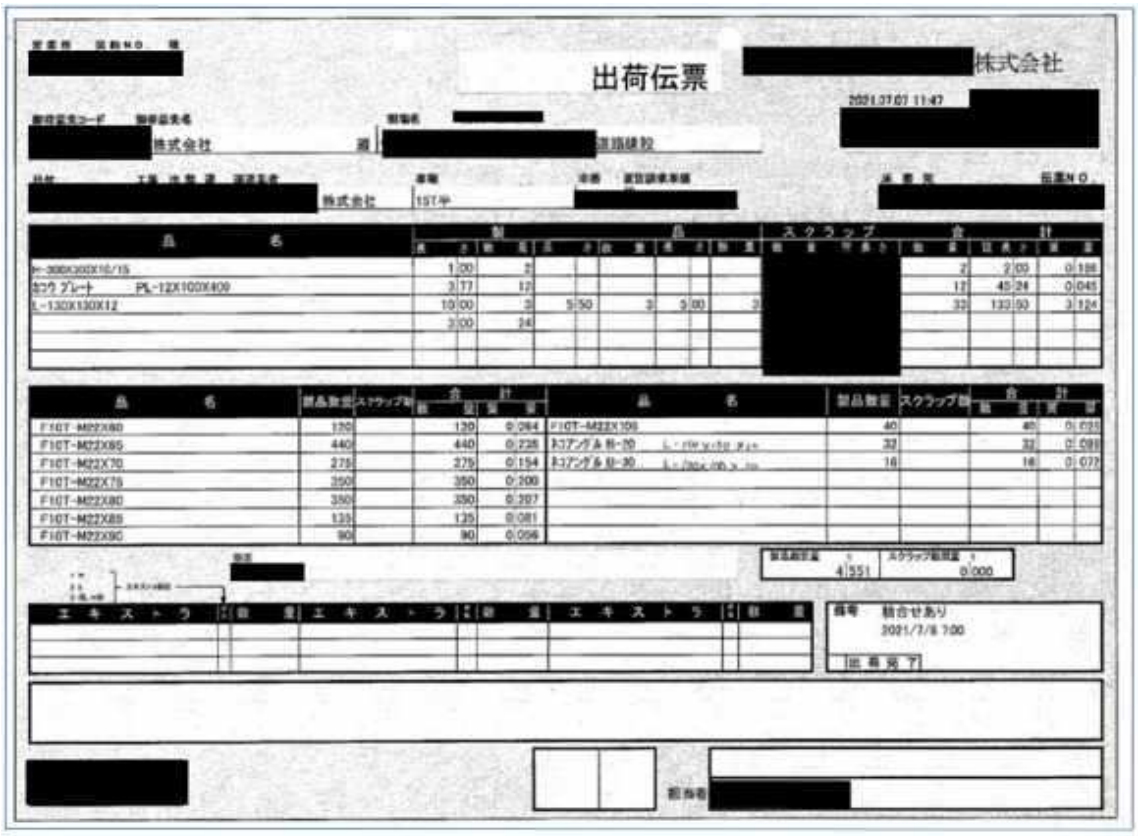
・　鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は、工場に搬入される時期とする。

④減額変更する場合の取り扱い

・　減額変更する場合においては、施工計画書に定められている、計画工程表等の発注者が有する情報に基づき、変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量，単価及び購入先並びに、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。

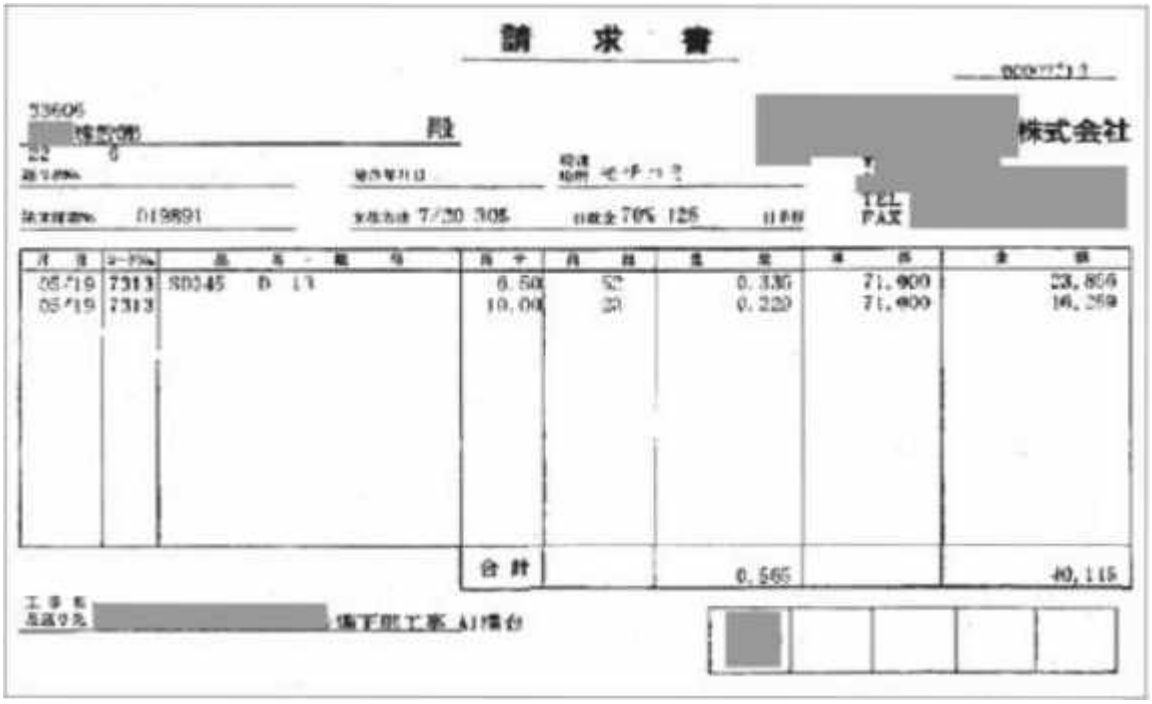
・　ただし、発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購人した際の数量，単価及び購人先並びに当該対象材料の購入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

（納品書の例）



出荷伝票

（請求書の例）



請　求　書

２－４　単価（実勢価格の算定）

２－４－１　変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

・　設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については、発注者の指示時点の単価とする。

・　一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に、単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは、実態上困難であることから、変動前の価格は、発注者の想定した金額とするものである。

２－４－２　変動後の実勢価格の決定方法

・価格変動後の価格の算定に用いる実勢価格は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。

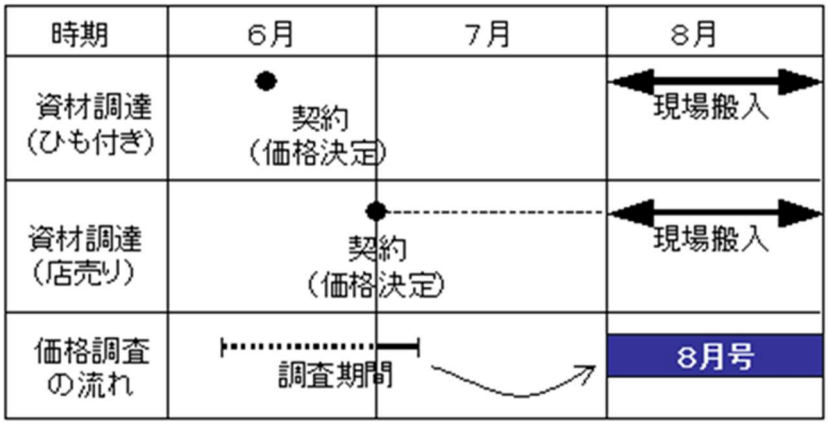
・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定する事ができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

①物価資料等により実勢価格を設定する場合

・　鋼材類の販売形態は、いわゆる「ひも付き」と「店売り」に区分され、それぞれ物価資料等に掲載されている。

・　ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される 2 ヶ月前に、おおむね購人契約が行われていることから、その結果は、現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

・　一方、店売りの場合は、納入の概ね 1 ヶ月以上前に、購入契約は完了しており、その結果は現場に搬人された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。



②特別調査や見積り等による場合

・　当初積算が、特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。

ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は、特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。

鋼材類の価格決定

価　格 採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	土木工事資材等単価表（物価資料掲載分）による場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
2	物価資料に掲載がある場合	当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、 近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。
3	特別調査（定期調査・臨時調査）による場合	
4	見積りによる場合	

③減額変更にする場合の取り扱いについて

・　減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき、当該対象材料の搬入等の月及び月毎の搬入数量を設定する。

２－４－３　変動後の実勢価格の算定方法

・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

・　価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は、対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。

このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。

・　このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであれば、どちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも、的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

２－５　購入価格の評価方法

・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。 ・購入数量が対象数量より多い場合は、 「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。

・　銅材類においては、対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬人時期等が証明された場合である。

対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は、受注者が実際に購人した金額とする。

しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、 実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

２－６　変動額の算定

・１−５の算定式に基づき、変動額を算出する。

２－７　計算例

（落札率 95%の工事の場合）

設計単価（円）	70,000
設計図書の数量（ｔ）	100

	令和●年 4 月	令和●年 5 月	令和●年 6 月
各月の実勢価格（円）	74,000	78,000	83,000
購入時の価格(円)	71,000	75,000	78,000
搬入時の数量（ｔ）	20	30	50

○価格変動前の金額：$M_{鋼}^{当初}$

＝ 設計時点の実勢価格×対象数量×落札率×（1＋消費税率）

70,000 × 100 × 0.95 ×1.1 ＝ 7,315,000

○価格変動後の金額：$M_{鋼}^{変更}$

＝ 搬入月の実勢価格（加重平均） × 対象数量 × 落札率 ×（1＋消費税率）

(74,000 × 20 ＋ 78,000 × 30 ＋ 83,000 × 50) ÷ (20＋30＋50)

× 100 × 0.95 × 1.1 ＝ 8,328,650

○実購入額 ： $M_{鋼}^{変更}$ (71,000 × 20 ＋ 75,000 × 30 ＋ 78,000 × 50) × 1.1

＝ 8,327,000

※ この場合は、価格変動後の金額M鋼変更は、実購人額を採用

○変動額$M_{鋼}^{変更}$―$M_{鋼}^{当初}$＝ 8,327,000 － 7,315,000 ＝ 1,012,000

第３章　燃料油

３－１ 対象材料

・ガソリン，経由，混合油，重油，灯油とする。

・　該当する材料は、ガソリン，軽油，混合油，重油，灯油の 5 材料とする。例えば、潤滑油など燃料油でないものは、対象材料とはしなない。

３－２ 対象数量

３－２－１ 対象数量の考え方

・発注者の設計数量（Ｖ）を基本とする。
・設計数量（Ｖ）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

（１） 発注者の設計数量（Ｖ）（発注者の設計数量(v)内）

・　燃料油については、設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や、場外への運搬のためのダンプトラック等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量(v)を基本とする。

（２）発注者の設計数量（Ｖ）に含まれていない数量（発注者の設計数量(v)外）

・　現場に搬入される資材（現着価格で設定されている骨材，生 Co，As 合材等）や、機械等（建設機械，仮設材，桁等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む)として計上されているものを含む））の運搬過程において、燃料油が使用されている。

この場合、燃料油の価格が現着価格や連搬費に含まれた単価構成であるため、対象数量とするには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について、発注者が客観的に確認できることが必要である。

つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、証明されないものは対象数量とならない。

○　発注者の設計数量（Ｖ）内
①現場場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料類
○　発注者の設計数量（Ｖ）外
②現着単価で設定されている各種資材(骨材　・生 Co・　As 合材等）の運搬に要した燃料類
③共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料類

（３）減額変更する場合の取り扱い

・　減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする

３−２−２ 対象数量の算定方法

・　使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から、購入時期や購人先，単価・購入価格等を確認できる書類の提出が、なされるものと考えられる。

しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量（Ｖ）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量（Ｖ）内としてカウントされている数量については、書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○　設計数量（Ｖ）内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（Ｖ1）

・　ただし、証明された数量（Ｖ1）が設計数量（Ｖ）を超えている場合は、Ｖ1 ＝設計数量（Ｖ）とする。なお、この場合Ｖ2＝0

○　設計数量（Ｖ）内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（Ｖ2）

・　Ｖ2 は受注者の算出した概算数量でよい。ただし【Ｖ1＋Ｖ２＜設計数量 （Ｖ）】 の範囲内の数量とする。

○　設計数量（Ｖ）外の②・③の燃料油数量（Ｖ3）

・　「３−７−１各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法」・「３−７−２機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値（Ｖ3）を対象数量とする。

ただし、上記の合計値（Ｖ3）と、受注者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

３－２－３　その他

・　既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

３－３　受注者への確認事項

・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分（①～③）毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要である。
・増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、対象とはならない。
・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

①　発注者の設計数量（Ｖ）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）

・購入した燃料類の「購入数量・購入単価・購入価格・購入時期・購入先」及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
・なお、やむを得ない理由により、証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（Ｖ2）」については、対象材料計算総括表　［様式３－１］

この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は、非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。

このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため、保存していない等の、やむを得ない理由で書類が提出できない場合は、対象材料計算総括表を提出してもらうことでよい。

②　発注者の設計数量（Ｖ）外の現着単価で設定されている各種資材（骨材・生 Co・As 合材等）**の運搬に要した燃料油**

・購入した資材毎に「購入数量・購入単価・購入価格・出荷元・搬入時期」及び「運搬費内の燃料代」を証明する書類　［様式３－２］

③　発注者の設計数量（Ｖ）外の共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）**の運搬及び分解・組立に要した燃料油**

・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」及び「運搬費用」「運搬費内の燃料代」を証明する書類　［様式３－３］

④　減額変更の場合の取り扱いについて

・　減額変更する場合においては、施工計画書に定められている、計画工程表等の発注者が有する情報に基づき、変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、上記①～③の提出は求めないものとする。

・　ただし、発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①～③の提出を求めるものとする。

３－４　単価（実勢単価の算定）

３－４－１　変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

・　設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も、同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については、発注者の指示時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので、注意が必要である。

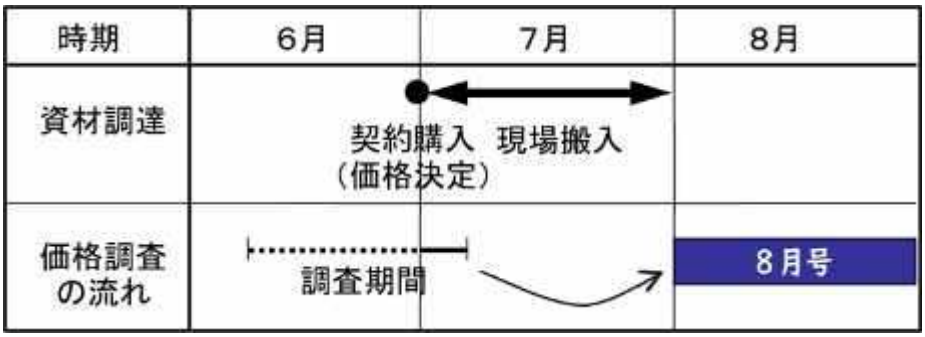
３－４－２　変動後の実勢価格の決定方法

・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢価格は、原則として対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。 ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均）とする。

①基本事項

・　燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほぼ同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢単価として掲載されている。

・　ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の物価資料の価格を実勢単価とするものとする。



対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 （Ｖ）	発注者の設計数量外	単価の決定方法 （Ｐ’）
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の（Ｖ１） ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 ：Ｖ１＝Ｖ	対象数量 ②・③ （Ｖ３）	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の（Ｖ２） Ｖ２＝Ｖ－Ｖ１ ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 ：Ｖ２＝０		原則として契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする。

※実勢価格：購入月の「物価資料等」の価格］

②減額変更の場合の取り扱いについて

・　減額変更する場合で、発注者が有する情報では、購入月毎の購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から、工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

３－４－３　変動後の実勢価格の算出方法

・設計数量内の証明された対象数量（Ｖ１）及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量（Ｖ３）にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量（Ｖ２）に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を算出する。

・　燃料油について、３－２のとおり、様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価を、それぞれの数量に乗じて、合計額を算出する。

・　なお、V1、Ｖ２、Ｖ３が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同じ意味である。

３－５　購入価格の評価方法

・証明された購入数量が、３－２－２の対象数量（Ｖ１およびＶ３）以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。

・証明されなかった数量（Ｖ２）については、３－４－２に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格（契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均）にＶ２を乗じた額とする。

・　受注者によって証明された購入数量が、対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる、対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。

・　証明されなかった数量については、受注者も、その単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は、発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

３－６　変動額の算定

・１－５の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

３－７　算出例

３－２－２に記載したとおり、下記の方法により算出した、資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値（Ｖ３）よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る、実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、Ｖ３は実際の購入数量とする。

３－７－１　各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

・　各種資材とは、当該工事において、実勢価格が変動している主な資材である。

・　資材運搬に係る燃料費の購入数量，購入時期，購入先，単価・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

Q※１＝Ｌ÷Ｓ×(Ｐ×Ｋ)※２÷Ｎ１×Ｎ

※１：整数止めとし、小数点以下切り捨て

※２：(　)の計算結果の有効数字第３位を四捨五入し、有効数字２桁

Ｑ：燃料油数量（ℓ）

Ｌ：運搬距離（km）　※片道　【プラント及び工場等から現場までの距離】

Ｓ：規制速度（km/h）　【各々で算出】

Ｐ：運搬機械の機関出力（kw）　【建設機械等損料算定表参照】

Ｋ：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）　【土木工事標準積算基準書参照】

Ｎ１：運搬車１台当り資材数量（単位）【積載量÷資材単位体積当たり重量】

Ｎ：搬入数量（単位）　【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】

資材：再生骨材（４０㎜）現着価格

運搬機械：１０ｔダンプトラック

Ｌ：運搬距離（km）　※片道	５	km
Ｓ：規制速度（km/h）	４０	km /h
Ｐ：運搬機械の機関出力（kw）	２４６	kw
Ｋ：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）	0.043	ℓ/kw-h
Ｎ１：運搬車１台当り資材数量（m3）	4.6	m3
Ｎ：搬入数量（m3）	5,000	m3

Ｑ＝Ｌ÷Ｓ×（Ｐ×Ｋ）÷Ｎ１×Ｎ

Ｑ＝５÷４０×（２４６×０.０４３）÷４.６×５，０００＝１，４３７ℓ

３－７－２　機材運搬に係る燃料油の算出方法

①共通仮設費に計上される運搬費

〇共通仮設費率に含まれる運搬費　・・・・・　単品スライド条項対象

〇積上げ項目による運搬費　　・・・・・　単品スライド条項対象

１）質量 20ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

２）仮設材（鋼矢板，H 形鋼，覆工板等）の運搬

◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。

３）重建設機械の分解，組立及び輸送に要する費用

◇運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の〇〇%）より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で、購入数量，単価・購入価格，購入時期，購入先が証明されたものが対象。

下記の計算式より対象数量を算出する。

$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$

※１：整数止めとし、小数点以下切り捨て

※２：（　）の計算結果の有効数字第３位を四捨五入し、有効数字２桁

Ｑ：燃料油数量（ℓ）

Ｌ：運搬距離（km）※片道（往復）　【基地から現場までの距離】

Ｓ：輸送速度　３０（km/h）　　【土木工事標準積算基準書】

Ｐ：運搬機械の機関出力（kw）　　【建設機械等損料算定表参照】

Ｋ：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）【土木工事標準積算基準書参照】

Ｎ：搬入搬出　　（回）　　【搬入搬出回数】

運搬車両台数　（台）　　【運搬車両台数】

②共通仮設費率に含まれる運搬費

運搬距離の起算点は寒川町役場とする。

【計算例】

建設機械：バックホウ０．８m3（運搬機械：２０ｔ積トレーラ）

Ｌ：運搬距離（km）　※片道

Ｓ：輸送速度（km/h）

Ｐ：運搬機械の機関出力（kw）

Ｋ：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

Ｎ：搬入搬出　２（回）

１５	km
３０	km /h
２３５	kw
0.075	ℓ/kw-h
２	回

Ｑ※1＝Ｌ÷Ｓ×（Ｐ×Ｋ）※2×Ｎ

※１：整数止めとし、小数点以下切り捨て

※２：（　）の計算結果の有効数字第３位を四捨五入し、有効数字２桁

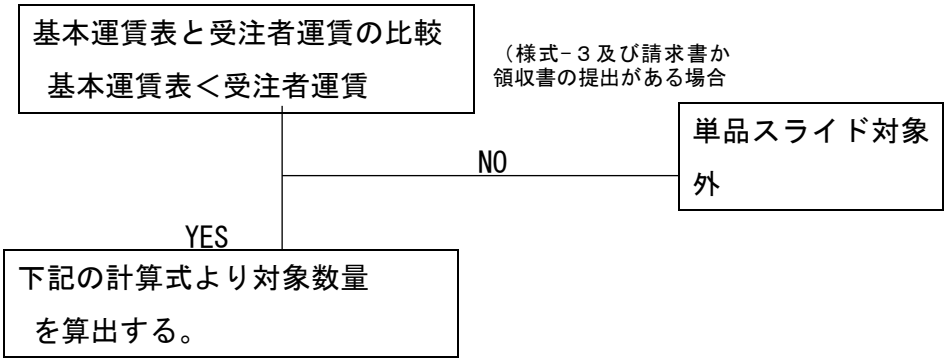
Ｑ＝１５÷３０×（２３５×０．０７５）×２＝　１８ℓ

③　積上げ項目による運搬費

１）質量２０ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

２）仮設材（鋼矢板，Ｈ形鋼，覆工板等）の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・単価・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

建設機械：路面切削機（運搬機械：３０ｔ積トレーラ）

Ｌ：運搬距離（km）　※片道	１０	km
Ｓ：輸送速度（km/h）	３０	km /h
Ｐ：運搬機械の機関出力（kw）	２３５	kw
Ｋ：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）	0.075	ℓ/kw-h
Ｎ：搬入搬出　（回）	２	回

Ｑ※1＝Ｌ÷Ｓ×（Ｐ×Ｋ）※2×Ｎ

※１：整数止めとし、小数点以下切り捨て

※２：（　）の計算結果の有効数字第３位を四捨五入し、有効数字２桁

Ｑ＝１０÷３０×（２３５×０．０７５）×２＝　１２　ℓ

【計算例】

仮設材：Ｈ形鋼（運搬機械：２０ｔ積トレーラ）

Ｌ：運搬距離（km）　※片道	９０	km
Ｓ：輸送速度（km/h）	３０	km /h
Ｐ：運搬機械の機関出力（kw）	２３５	kw
Ｋ：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）	0.075	ℓ/kw-h
Ｎ：台数　５（台）×２（搬入搬出）	１０	台

Ｑ※1＝Ｌ÷Ｓ×（Ｐ×Ｋ）※2×Ｎ

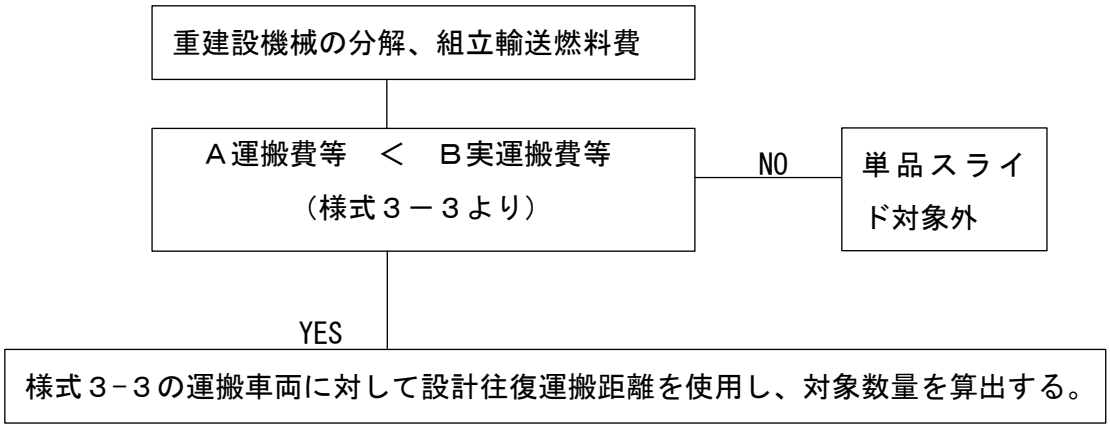
※１：整数止めとし、小数点以下切り捨て

※２：（　）の計算結果の有効数字第３位を四捨五入し、有効数字２桁

Ｑ＝９０÷３０×（２３５×０．０７５）×１０＝　５３０ℓ

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



運搬金額＝（労務歩掛（特殊作業員）＋クレーン運転費）× 運搬費等率

詳細は，土木工事標準積算基準書（共通編）参照

【計算例】

◇重建設機械の分解、組立（ブルドーザ２１ｔ級以下）

◇運搬車両（セミトレーラ 20t・トラック 4t）

Ｌ：運搬距離（km）※ 往復

Ｓ：輸送速度　３０（km/h）

Ｐ：運搬機械の機関出力（kw）

Ｋ：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

Ｎ：運搬車両台数（台）

７３	km
３０	km/h
２３５	kw（セミトレーラ 20t）
１３７	kw（トラック 4t）
0.075	ℓ/kw-h（セミトレーラ）
0.05	ℓ/kw-h（トラック）
1	台

$Q^{※1}$＝Ｌ÷Ｓ×（Ｐ×Ｋ）$^{※2}$×Ｎ

※１：整数止めとし、小数点以下切り捨て

※２：（　）の計算結果の有効数字第３位を四捨五入し、有効数字２桁

Ｑ＝７３÷３０×（２３５×０．０７５）＋７３÷３０×（１３７×０．０５）＝６０ℓ

３－７－３　直接工事費に計上される運搬費

①鋼桁，門扉，工場製作品の運搬

・　鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式（Y=35.07X+13,051）

Ｙ：輸送単価（円／ｔ）　Ｘ：運搬距離（ｋｍ）

・　鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式を用いて積算しているため、燃料量を抽出することができないことから、燃料消費量より算出する。（算出は機材運搬に準ずる）

②支給品及び現場発生品の運搬

・　対象数量に含まれている。（歩掛積算）

３－７－４計算事例

【単品スライド（軽油＋ガソリン）】の計算例

① Ｚ 購入数量 に対する 設計数量（積算システムによる4～9月分の数量） ＝ 56，000 Ｌ
①′Ｚ 購入数量 に対する 設計数量（運用マニュアルによる算出値） ＝ 4，000 Ｌ

軽油	既済払済み数量（7，000L） 1月	2月	3月	購入数量（証明済み） 4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	購入数量（未証明）	購入数量合計
① Ｚ 購入数量（現場内建設機械に係る数量）	－	－	－	5,000	10,000	15,000	14,000	5,000	1,000	50,000	5,000	55,000
①′Ｚ 購入数量（資機材運搬に係る数量）	－	－	－	1,000			1,500	500		3,000	－	3,000
② Ｚ 購入価格（税込み）	90	90	100	90	100	100	100	110	100		95	
③ 甲 実勢価格（物価資料価格：税抜き）	80	90	90	90	90	100	110	120	110		95	
Ｚ 購入金額 ①×②				450,000	1,000,000	1,500,000	1,400,000	550,000	100,000	5,000,000	475,000	5,475,000
Ｚ 購入金額 ①′×②				90,000	0	0	150,000	55,000	0	295,000	－	295,000
甲 実勢金額 (①+①′)×③				540,000	900,000	1,500,000	1,705,000	660,000	110,000	5,415,000	475,000	5,890,000
甲 スライド単価 p′	p′ ＝ Σ（購入数量×実勢価格）÷ 購入数量 ＝ 5，890，000 ÷（ 55，000 ＋ 3，000 ）＝											102

＝ 対象数量（積算システムの数量と購入数量の小さい方） ＝ 55，000 Ｌ
＝ 対象数量（運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方） ＝ 3，000 Ｌ

本省通達 2. スライド額の算定 （3）のⅰより 【 購入数量 ＝ 対象数量 】のため、乙の購入金額を採用 → 5,475,000
本省通達 2. スライド額の算定 （3）のⅱより 【 購入数量 ＝ 対象数量 】のため、乙の購入金額を採用 → 295,000
＝ 5,770,000

①：未証明の購入数量（現場場内建設機械に係る数量）
②③：契約月の翌月～工期末の前々月の実勢価格の平均値（計算例の場合は、2月～7月の実勢価格の平均値）とし、甲・乙とも同単価を計上すること。

①：証明済みの各月の購入数量（現場場内建設機械に係る数量）
①′：証明済みの各月の購入数量（資機材運搬に係る数量）
②：当該数量を購入した際の購入価格
③：購入月の実勢価格（**翌月**の「物価資料等」の価格）

「現場場内建設機械に係る数量」と「資機材運搬に係る数量」について複数の申請があった場合は、各月毎に各々の購入数量と購入価格の加重平均による値を【② Ｚ 購入価格 】とすること。

① Ｚ 購入数量 に対する 設計数量（積算システムによる4～9月分の数量） ＝ 8，000 Ｌ
①′Ｚ 購入数量 に対する 設計数量（運用マニュアルによる算出値） ＝ 1，000 Ｌ

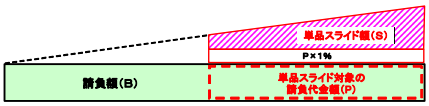
ガソリン	既済払済み数量（1，400L） 1月	2月	3月	購入数量（証明済み） 4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	購入数量（未証明）	購入数量小計
① Ｚ 購入数量（現場内建設機械に係る数量）	－	－	－	1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	0	10,000
①′Ｚ 購入数量（資機材運搬に係る数量）	－	－	－		500	1,000	500			2,000	－	2,000
② Ｚ 購入価格（税込み）	100	120	130	110	120	140	160	160	180			
③ 甲 実勢価格（物価資料価格：税抜き）	110	120	140	110	110	130	170	170	170			
Ｚ 購入金額 ①×②				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0	1,414,000
Ｚ 購入金額 ①′×②				0	60,000	140,000	80,000	0	0	280,000	－	280,000
甲 実勢金額 (①+①′)×③				110,000	275,000	520,000	561,000	170,000	34,000	1,670,000	0	1,670,000
甲 スライド単価 p′	p′ ＝ Σ（購入数量×実勢価格）÷ 購入数量 ＝ 1，670，000 ÷（ 10，000 ＋ 2，000 ）＝											139

「購入数量（証明済み）」の合計数量が**設計数量**を超過している場合は、「購入数量（未証明分）」については計上出来ない。
↓
（証明済み＋未証明分）≦ **設計数量**

＝ 対象数量（積算システムの数量と購入数量の小さい方） ＝ 8，000 Ｌ
＝ 対象数量（運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方） ＝ 1，000 Ｌ

本省通達 2. スライド額の算定 （3）のⅰより 【 購入数量 ＞ 対象数量 】のため、乙の購入金額を調整 （ 8,000／10,000 ）× 1,414,000 ＝ 1,131,200 → 1,131,200
本省通達 2. スライド額の算定 （3）のⅱより 【 購入数量 ＞ 対象数量 】のため、乙の購入金額を調整 （ 1,000／2,000 ）× 280,000 ＝ 140,000 → 140,000
＝ 1,271,200

既済（単品スライド対象外） ←→ 未払い（ 単品スライド対象の請負代金額 ＝ **P** ）



【単品スライド説明図】

【スライド額の算出】

単品スライド対象の請負代金額	P	50，000，000円 （税込み） ※部分払いの対象となった出来形部分に相応する請負代金相当額を除く
落札率	k	90%
当初設計単価	p	軽油 ： 80 円 、ガソリン ： 110 円
甲 スライド単価	p′	軽油 ： 102 円 、ガソリン ： 139 円
M変更・油 （甲）		［ 102 ×（55,000＋3,000）＋139 ×（8,000＋1,000）］× 0.9 × 1.05 ＝ 6,772,815
M変更・油 （乙）		5，770，000 ＋ 1，271，200 ＝ 7，041，200
M当初・油 （甲）		［ 80 ×（55,000＋3,000）＋ 110 ×（8,000＋1,000）］× 0.9 × 1.05 ＝ 5,320,350
変動額 油		6，772，815 － 5，320，350 ＝ 1，452，465
単品スライド額	**S**	**1，432，242 － 50，000，000 × 1% ＝ 952，465**

M変更・油（甲）と M変更・油（乙）の金額を比較し、安価となる方を以下の変動額計算に使用する。

← 単品スライド対象の請負代金額（P）に対して、1%以上の変動有り

← S ＝ 変動額 油 － P × 1%

「軽油」と「ガソリン」は同品目であるため、合計額に対して足切り1%のチェックを行う点に注意！！

第４章　その他の主要な工事材料

４－１　対象材料

４－１－１　対象材料の考え方

・アスファルト類，コンクリート類等の、鋼材類，燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。

①基本事項

・　石油や石炭等の、原材料の高騰等により、アスファルト類，コンクリート類等の価格も、短期間で急激に上昇し得ることから、鋼材類，燃料油以外の主要な工事材料も、対象としたものである。

　なお、アスファルト類，コンクリート類以外の、主要な工事材料については、受発注者間の協議により、決定するものとする。

・　スライド類の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「アスファルト類」，「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により、決定するものとする。

②アスファルト類

・　アスファルト類の対象工事材料としては、アスファルト混合物，アスファルト乳剤，ストレートアスファルト，改質アスファルト等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

③コンクリート類

・　コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート（生コン），セメント，モルタル，コンクリート混和材，コンクリート用骨材，コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

４－１－２　その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

・アスファルト類，コンクリート類等の「鋼材類以外の主要な工事材料」を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下、「市場単価等」という）を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には、対象とすることができる。
・ただし、材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は、対象とすることができる。

・　工種ごとの単価が示されている市場単価等において、材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とす

ることができる。

・　運用については、鋼材類と同様の取り扱いとする。

４－２　対象数量

・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても、適切に処理する。

・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

①基本事項

・　鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。

この数量について、受注者が単価・購入価格，購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料は、スライドの対象としない。

・　また、実際の工事現場では、施工にあたってロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（１＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。

ロス率については、土木工事標準積算基準書によることとする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→	当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≦証明数量≦設計数量	→	対象材料。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→	対象材料。対象数量は設計数量

注）**設計図書の数量**：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

・　ロス分を対象数量とするよう指示があった場合において、スクラップを売却可能な材料については、発注者は、受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。

協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく、設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一

部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

②任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

・　任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が、発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。

　このような工種について、受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③アスファルト類の取り扱い

・　アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されてはいるが、舗装材の数量（重量）が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は、下記式により計算されている。

（アスファルト混合物の重量）

面積　×　厚さ　×　締め固め後密度※　×　（１＋ロス率※）

（アスファルト乳剤の散布量）

面積　×　散布量

※締固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は設計で用いた数値を採用する。

・　舗装工事は、性能規定で発注されている場合もあり、発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが、必ずしも一致しているとは限らない。

　この場合、任意仮設と同様に、対象数量は、発注者が想定した舗装材について、その設計数量を対象数量とする。

④コンクリート類の取り扱い

・　施工パッツケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出については、次のとおり。

設計図書の数量×（標準単価×コンクリート構成比率/東京地区コンクリート単価）

⑤減額変更する場合の取り扱い

・　減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき、変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。

・　発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは、上記①～④に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量＜設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

⑥その他

・　既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを、設計数量とする。

４－３　受注者への確認事項

・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期，搬入先，単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書，請求書，領収書の提出を受注者に求めること。

・増額変更において、必用な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

・減額変更において、異議申し立てがない場合や、意義申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

①基本事項

・　単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が

変動したために、請負代金の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が、受注者に証明されることが前提となる。

・　このため、材料の取引形態に照らし、数量，価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期，購入先及び単価・購入価格を証明する書類として、納品書，請求書，領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。

・　下請け企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書，請求書，領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業が、その工事に従事していることを別途確認すること。

・　必要な証明書類が提出されない場合や、提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は、単品スライド条項の対象材料としない。

これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と、実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（１－５参照）、基本的に購入価格と数量を証明することが

可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも、書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。

ここでいう材料とは、規格毎の材料という意味であり、購入時期等を確認できない材料があったとしても、規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。

・ なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は、一部証明書類の提出の省略を規定はしているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

②任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

・ 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が、発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要となった材料の搬入次期を証明する書類をもって、証明できることとする。

③材料の「搬入」の取り扱い

・ 材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように、工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は、工場に搬入される時期とする。

④アスファルト類の取り扱い

・ 自社内での取引であったため、納品書，請求書，領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で、購入価格の証明を求めるものとする。

・ また、受注者からの証明金額が工場渡しである場合は、運搬費に要した金額をあわせて、証明を求めるものとする。

・ ただし、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に、計算式により算出するものとする。

その際、物価資料（現着単価）と比較して、安価な単価をスライド算定に用いるものとする。

⑤減額変更する場合の取り扱い

・ 減額変更する場合においては、施工計画書に定められている、計画工程表等の発注者が有する情報に基づき、変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は、求めないものとする。

・ ただし、発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の

搬入等の月を証明する書類の提出を、求めるものとする。

４－４　単価（実勢価格の算定）

４－４－１　変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする

・　設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。
　設計変更を実施した場合も同様に、変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については、発注者の指示時点の単価とする。

・　なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に、単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは、実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。

４－４－２　変動後の実勢価格の決定方法

・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格算定に用いる実勢価格は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法（２－４－２，２－４－３）に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。

・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法（３－４－２，３－４－３）と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

４－５　購入価格の評価方法

・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。

・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。

・　対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が、証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

４－６　変動額の算定

・１－５の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

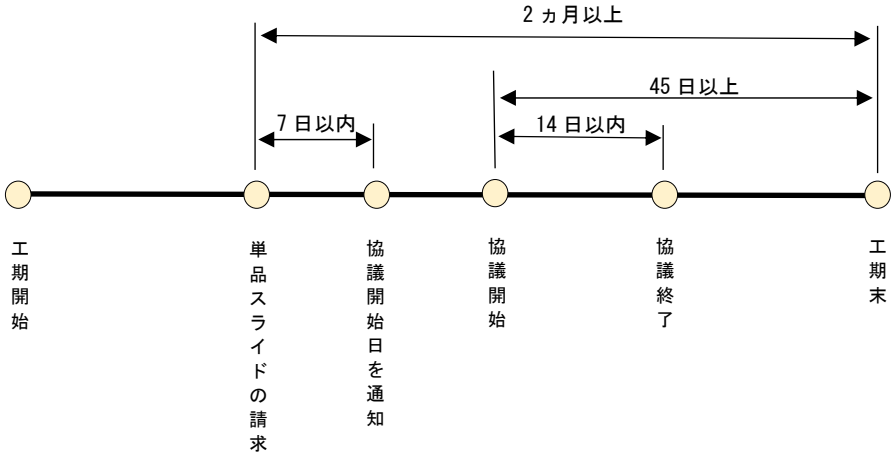
第５章　請求等手続き及び提出様式

５－１　請求時期

・工期末の２ヶ月前までに請求を行う。
・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日以前に調達した品目についてスライドの対象となる。

・　単品スライド条項の請求は、工期内で必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の２ヶ月前までを原則とする。
・　協議開始から協議終了までの期間として１４日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

＜単品スライド請求のスケジュール（イメージ）＞

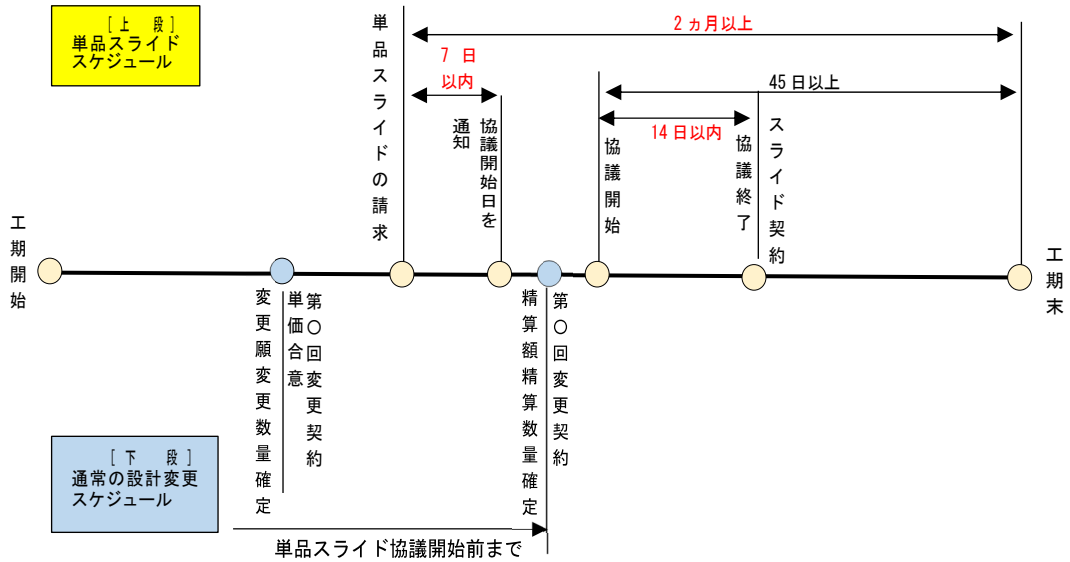


５－２　協議の手続き

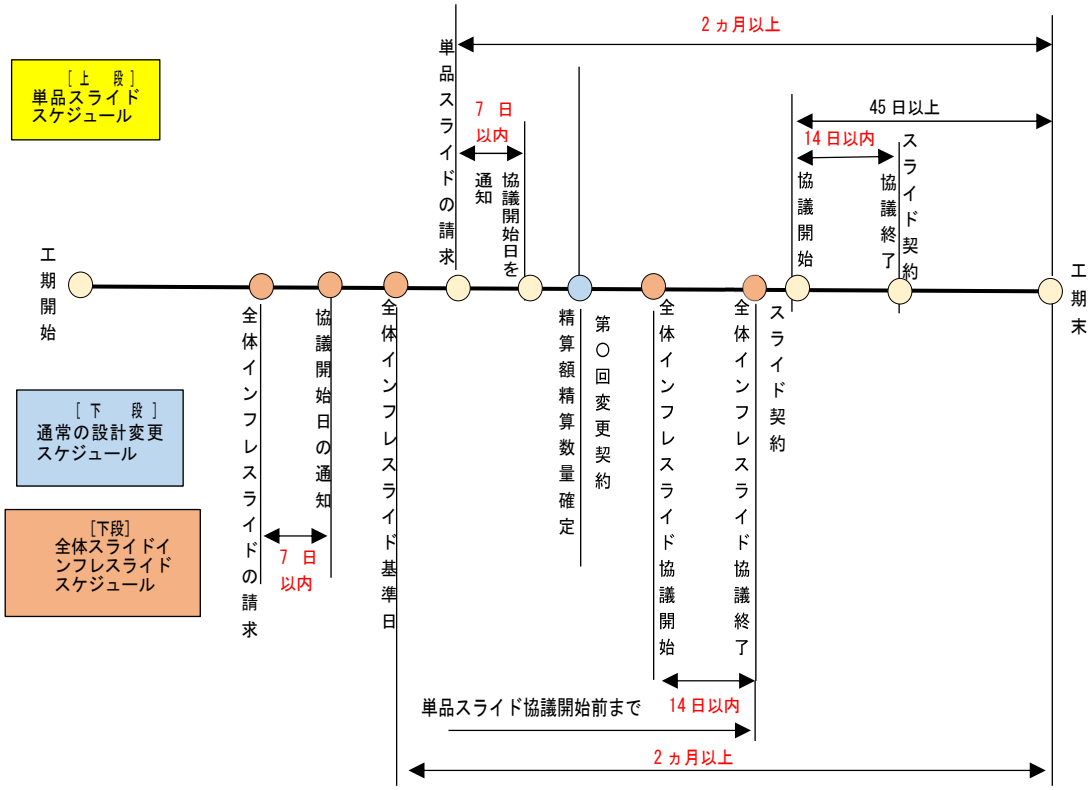
・単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更（全体スライド及びインフレスライドを含む）をすることが望ましい。
・その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金を確定させる。

。

＜単品スライドと通常の設計変更の関係（イメージ）＞



＜単品スライドと全体スライド又はインフレスライドの関係（イメージ）＞



・　しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合など、これにより難い場合も想定されるが、その場合は、受注者や関係課とも十分調整の上、実施すること。

５－３　既済部分検査

・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

・　材料単価の変動に伴って、当該工事の請負代金が不適当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、同時もしくは事前に、寒川町工事請負契約約款第２６条第５項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も、条項適用対象とできる。

・　既済検査を実施する場合は、出来形部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「請負工事既済部分検査請求書」に合わせて記載する（様式―7）

・　また、発注者は、既済部分検査結果通知書に、単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。（様式 7－1）

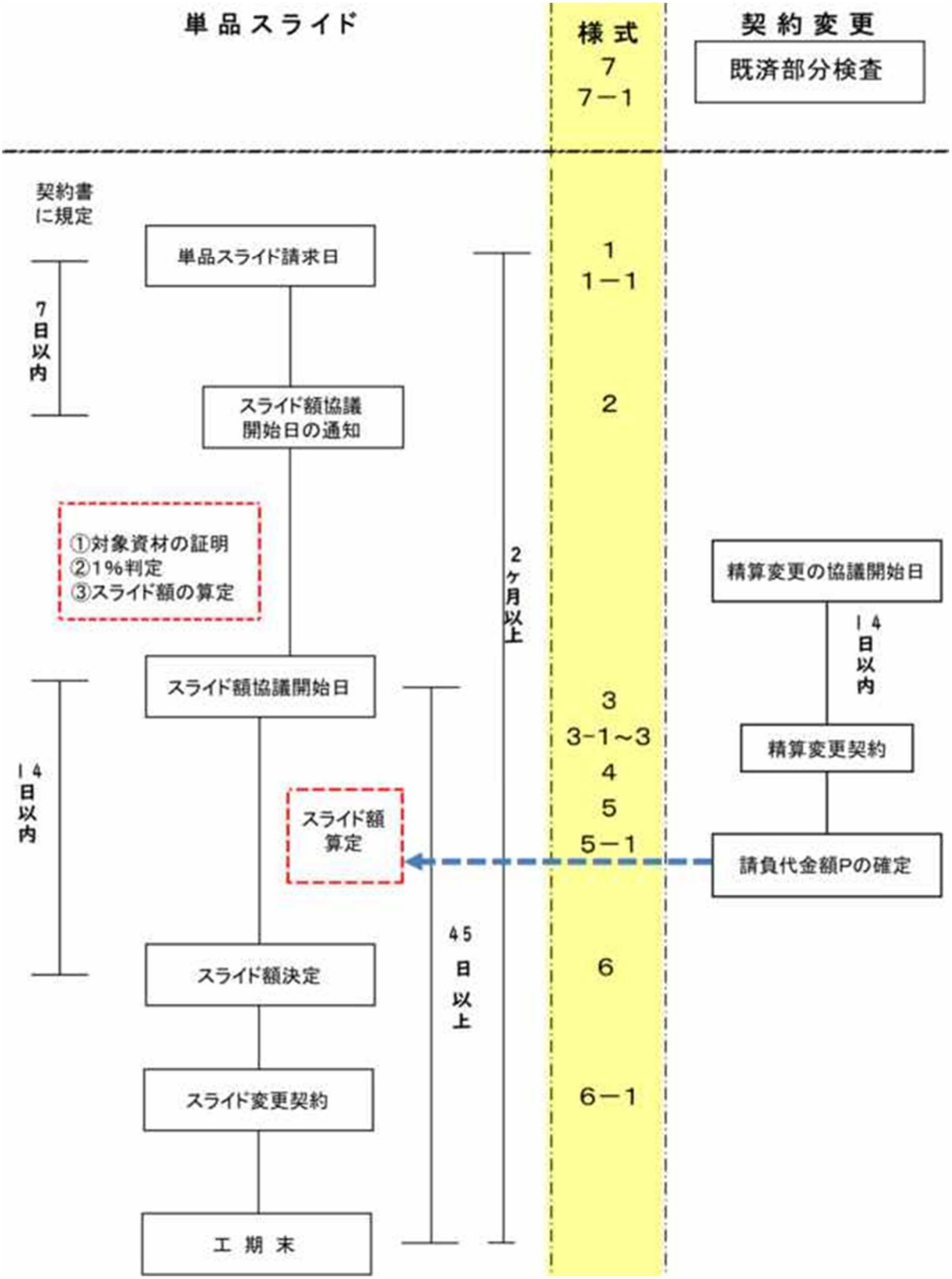
・　なおその場合、以降の工事は、単品スライド条項の請求対象となる。（それ以降の既済部分検査結果通知書に、単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する）

５－４　部分引き渡しに係る指定部分の取り扱い

・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の 2 ヶ月前までに請求。

・　部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に、単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期 2 ヶ月前までに、単品スライド請求を行う。

単品スライドに伴う実施フロー及び様式



（様式１）

年　　月　　日

寒川町長　様

請 負 者
住　　所
氏　　名

× ○ 工事に係る寒川町契約約款第 26 条第 5 項
に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、　　年　　月　　日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、寒川町工事請負契約約款第２６条第５ 項に基づき請負代金額の変更を下記のとおり請求します。

記

１　工　事　名

２　請負代金額　　¥

３　工　期　　年　月　日　～　年　月　日　まで

４　請求する主要品目名・材料名（請求する工事材料を具体的に記載）

５　変更請求概算額

※　請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。

なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

様式１－１

〇〇年〇月〇〇日

請負代金額変更請求額概算計算書

寒川町長　様

商号又は名称
代表者氏名

寒川町契約約款第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備　考
記載例										
〇鋼	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	〇年〇月	○○○,○○○	
〇鋼	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	〇年〇月	○○○,○○○	
			○○○.○	○○,○○○	○,○○○,○○○	○○,○○○	○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	〇年△月計
〇鋼	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	〇年△月	○○○,○○○	
〇鋼	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	〇年△月	○○○,○○○	
			○○○.○	○○,○○○	○,○○○,○○○	○○,○○○	○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	〇年△月計
〇鋼　計	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○		○,○○○,○○○	〇鋼合計
鋼材類　合計					○,○○○,○○○		○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	
□油	〇	L	○○○	○○,○	○○,○○○	○○,○	○○,○○○	〇年△月	○○,○○○	
□油	〇	L	○○○	○○,○	○○,○○○	○○,○	○○,○○○	〇年△月	○○,○○○	
			○,○○○	○○.○	○○○,○○○	○○.○	○○○,○○○		○○○,○○○	〇年△月計
□油　計	〇	L	○○.○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○		○○,○○○	□油合計
△油	〇	L	○○○	○○,○	○○,○○○	○○,○	○○,○○○	〇年□月	○○,○○○	
△油	〇	L	○○○	○○,○	○○,○○○	○○,○	○○,○○○	〇年□月	○○,○○○	
			○,○○○	○○.○	○○○,○○○	○○.○	○○○,○○○		○○○,○○○	〇年□月計
△油　計	〇	L	○○.○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○		○○,○○○	△油合計
燃料油　合計					○,○○○,○○○		○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	
変動額									○,○○○,○○○	
単品スライド請求額									○,○○○,○○○	

（注）

1．搬入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
　証明できない場合は、概算数量を記載のうえ、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2．対象材料は、品目毎および購入年月日毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
3．変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
4．詳細に数量計算が出来る場合は、様式－３を用いてもよい。
5．責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができる。

（様式２）

年　　月　　日

請　負　者　　様

寒 川 町 長

●●工事における工事請負契約約款第２５条第２項に
基づく協議の開始の日について（通知）

標記について、平成　　年　　月　　日付けで請求のあった○○○○工事における寒川町工事請負契約約款２５条第２項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

１　スライド額協議開始日　　年　　月　　日

※請負者からの請求日から７日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の４５日前」と記載する。

様式3

〇〇年〇月〇〇日

請負代金額変更請求額計算書

寒川町長　様

商号又は名称
代表者氏名

寒川町契約約款第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備　考
記載例										
〇鋼	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	〇年〇月	○○○,○○○	
〇鋼	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	〇年〇月	○○○,○○○	
			○○○.○	○○,○○○	○,○○○,○○○	○○,○○○	○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	〇年△月計
〇鋼	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	〇年△月	○○○,○○○	
〇鋼	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○	〇年△月	○○○,○○○	
			○○○.○	○○,○○○	○,○○○,○○○	○○,○○○	○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	〇年△月計
〇鋼　計	〇	t	○○.○	○○,○○○	○○○,○○○	○○,○○○	○○○,○○○		○,○○○,○○○	〇鋼合計
鋼材類　合計					○,○○○,○○○		○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	
□油	〇	L	○○○	○○,○	○○,○○○	○○,○	○○,○○○	〇年△月	○○,○○○	
□油	〇	L	○○○	○○,○	○○,○○○	○○,○	○○,○○○	〇年△月	○○,○○○	
			○,○○○	○○.○	○○○,○○○	○○.○	○○○,○○○		○○○,○○○	〇年△月計
□油　計	〇	L	○○.○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○		○○,○○○	□油合計
△油	〇	L	○○○	○○,○	○○,○○○	○○,○	○○,○○○	〇年□月	○○,○○○	
△油	〇	L	○○○	○○,○	○○,○○○	○○,○	○○,○○○	〇年□月	○○,○○○	
			○,○○○	○○.○	○○○,○○○	○○.○	○○○,○○○		○○○,○○○	〇年□月計
△油　計	〇	L	○○.○	○○.○	○○,○○○	○○.○	○○,○○○		○○,○○○	△油合計
燃料油　合計					○,○○○,○○○		○,○○○,○○○		○,○○○,○○○	
変動額									○,○○○,○○○	
単品スライド請求額									○,○○○,○○○	

（注）

1．搬入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
　証明できない場合は、概算数量を記載のうえ、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2．対象材料は、品目毎および購入年月日毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
　同一の品目で同一年月日でも複数の単価がある場合や、購入先が異なる場合は、区分するものとする。
3．変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
4.責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができる。

様式3-1

〇〇年〇月〇〇日

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

寒川町長　様

商号又は名称
代表者氏名

〇年〇月〇日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工事名

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した建設機械名	使用目的	証明の有無	備　考
記載例											
軽油	1.2号	L	5.000	90	450	〇〇石油	R〇年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	10.000	100	1000	〇〇石油	R〇年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	15.000	100	1500	〇〇石油	R〇年6月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	14.000	100	1400	〇〇石油	R〇年7月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	5.000	110	550	〇〇石油	R〇年8月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1.2号	L	1.000	100	100	〇〇石油	R〇年9月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量（証明済み）合計			50.000								
軽油	1.2号	L	2.000			〇〇石油	R〇年10月	ダンプ	現場から〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1.2号	L	2.000			〇〇石油	R〇年11月	ダンプ	現場から〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1.2号	L	1.000			〇〇石油	R〇年12月	ダンプ	現場から〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
購入数量（未証明）合計			5.000								

（注）

1．搬入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
　証明できない場合は、概算数量を記載のうえ、その算出根拠を記した書類を提出すること。

2．対象材料は品目毎および購入年月日毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。但し同一の品目で同一年月日で複数の単価がある場合は、区分するものとする。また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

3．責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができる。

様式３－２

各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷先	搬入年月	運搬費の内燃料代						
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	搬入先
記載例														
再生骨材	40ｍｍ	㎥	3,000	2,000	6,000,000	○○砂利	R○年4月	軽油	1.2号	L	700	90	63,000	○○石油
					0			軽油	1.2号	L	300	90	27,000	○○石油
					0									
					0									
再生骨材	40ｍｍ	㎥	5,000	2,000	10,000,000	○○砂利	R○年7月	軽油	1.2号	L	500	100	50,000	○○石油
								軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	○○石油
重建設機械	ﾌﾞﾙﾄｰｻﾞｰ21ｔ級	回	1.000			○○リース	R○年8月	軽油	1.2号	L	500	110	55,000	○○石油
										計	3,000			

様式３－３

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格	路面切削機			機械搬入所在地	○○市町			現場所在地	○○市町			機械搬出場所	○○市町			
運搬車両				運　賃												
機械名	規格（ｔ積）	運搬距離（ｋｍ）	積載重量（ｔ）	基本運賃	×(	特大品	＋	悪路	＋	深夜早朝	＋	冬季割増	)＋	地区割増・その他	＝	合計
セミトレーラー	30	110	29	81,000	×(	1+0.7	＋	0	＋	0	＋	0	)＋	1,880	＝	139,580
					×(		＋		＋		＋		)＋			
					×(		＋		＋		＋		)＋			
					×(		＋		＋		＋		)＋			
					×(		＋		＋		＋		)＋			

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格	ブルドーザー21ｔ級			機械搬入所在地	○○市町			現場所在地	○○市町			機械搬出場所	○○市町			
運搬車両				運　賃												
機械名	規格（ｔ積）	運搬距離（ｋｍ）	積載重量（ｔ）	基本運賃	×(	特大品	＋	悪路	＋	深夜早朝	＋	冬季割増	)＋	地区割増・その他	＝	合計
セミトレーラー	20	50	20	42,000	×(	1+0.7	＋	0	＋	0	＋	0	)＋	1,355	＝	72,755
トラック	40	50	1.322	18,500	×(	1+0.6	＋	0	＋	0	＋	0	)＋	650	＝	30,250
					×(		＋		＋		＋		)＋		＝	
					×(		＋		＋		＋		)＋		＝	
					×(		＋		＋		＋		)＋		＝	103,005
														合計往復		206,010

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

仮設材				機械搬入所在地	○○市町				現場所在地	○○市町			機械搬出場所	○○市町		
運搬車両				運　賃												
機械名	規格（ｔ積）	運搬距離（ｋｍ）	台数（台）		数量(t)	×	基本運賃(t)	×(	深夜早朝	＋	冬季割増	)＋	その他	＝	合計	
セミトレーラー	20	90	5	H鋼(12m以内)	95	×	4,000	×(	0	＋	0	)＋	0	＝	380,000	
						×		×(		＋		)＋		＝		
						×		×(		＋		)＋		＝		
						×		×(		＋		)＋		＝		
						×		×(		＋		)＋		＝		

（様式４）

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要に応じて使用。

スライド変更等協議書

年　　月　　日

請 負 者

様

寒 川 町 長

件　　名：

工期又は履行期間：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

年　　月　　日付けで請求のあった寒川町工事請負契約約款２５条第２項の適用に基づく請負代金額の変更請求について別添のとおりの品目、規格、数量としたので協議します。

（様式５）

（別添）

寒川町工事請負契約約款第２５条第２項の対象材料内訳表

品　　目	規　　格	単　位	数　　量	備　　考

（様式５－１）

ス ラ イ ド 調 書

工　　事　　名	
請 負 代 金 額 （消費税相当額含む）	
設 計 書 金 額 （消費税相当額含む）	
工 期	自）　　年　　月　　日 至）　　年　　月　　日
スライド変更金額	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	

寒 川 町 長

（様式５－１）

（別添）

○○○○工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 （消費税額含む）	
②既済部分出来高金額 （消費税相当額含む）	
③スライド対象請負金額（①－③） （消費税相当額含む）	
④（$M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}$） （消費税相当額含む）	
⑤（$M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}$） （消費税含む・落札率考慮）	
⑥（$M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{変更}$） （消費税含む・落札率考慮）	

１）スライド額（S）

$$S = \{(M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初})\ P \times 1/100\}$$

＝④＋⑤＋⑥－③×１／１００＝ ［　　］

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初} = \{p1 \times D1 + p2 \times D2 + \cdots\cdots + pm \times Dm\} \times k \times 110/100$

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更} = \{p'1 \times D1 + p'2 \times D2 + \cdots\cdots + p'm \times Dm\} \times k \times 110/100$

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更}$：　価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初}$：　価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p　：　設計時点における各対象材料の単価

p’　：　価格変動後における各対象材料の単価

D　：　各対象材料について算定した対象数量

k　：　落札率

２）スライド金額（S’）　＝　スライド額（S）×１００／１０５ ＝ ［　　］

（万円未満切り捨て）

３）消費税相当額＝スライド金額（S’）×０．０５ ＝ ［　　］

４）スライド変更金額＝スライド金額（S’）＋ 消費税相当額 ＝ ［　　］

（様式６）

年　　月　　日

住　所

氏　名　　様

寒川町長

●●●工事における請負代金額の変更について（協議）

年　月　日付けで請求のあった標記について、寒川町契約約款第２６条第５項に基づき、下記のとおり協議する。

なお、異存がなければ、別添の様式による工事請負変更契約書に記名押印のうえ提出願いたい。

１．工事名

２．スライド変更金額　（増）￥○，○○○，○○○．－

うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額　￥○，○○○，○○○．－

スライド額が請負代金額の１％を超えない場合に限り本様式を使用する

（様式６）

年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

寒川町長

○○工事における寒川町契約約款第２６条第５項に基づく請負代金額の変更について（協議）

○○年○○月○○日付けで請求のあった標記について、寒川町契約約款第２６条第７項に基づき、下記のとおり協議する。

１.工事名

２.スライド変更可否　　スライドの適用が認められない

３.理　由　　スライド額が請負代金額の１％を超えないため

（様式６－１）

収入印紙

工事請負変更契約書

１　工　　事　　名　　○○　　工事

２　工　事　場　所　　寒川町　○○　地内

上記工事について、寒川町契約約款第26条第（5項・６項）の規定に基づく賃金又は物価の変動による変更ついて、次のとおり契約を変更する。

請　負　代　金　額
　　原請負代金額に対し、　　円の増額
　　（内消費税額　　円）
工　事　内　容
　　別紙設計図書のとおり
工　　期
　　令和○年○月○日から令和○年○月○日までを
　　令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自１通を保有する。ただし、本契約を電子契約サービスを用いて締結する場合は、本契約書の電磁的記録を作成し、当事者双方が電子契約サービスにより電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。その際、電子契約サービス上におけるタイムスタンプの日付にかかわらず、契約書に記載された契約締結日以降であって前記タイムスタンプの日付以前に生じた事実、行為等についても効力を有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住　　所　神奈川県高座郡寒川町宮山１６５番地
　　氏　　名　寒川町長

受注者　　住　　所
　　氏　　名

様式　7

年　　月　　日

寒 川町 長　様

請負者　（住所）
（氏名）

請負工事既済部分検査請求書

寒川町契約約款第 38 条第 3 項により既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、寒川町契約約款第 57 条第 6 項及び第 7 項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

工　　事　　名

工　　期　　自）

至）

（注）1. 監督職員に提出

2. 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載した場合は、押印を省略することができる。

様式 7-1

年　　月　　日

様

寒川町長

既 済 部 分 確 認 通 知 書

下記工事について、検査の結果、既済み部分を確認したので通知します。

１．工　事　名

２．工 事 場 所

３．工　　期　　令和　　年　　月　　日　　～　　令和　　年　　月　　日

４．請負代金額

当該既済部分検査で確認した出来高は寒川町契約約款第 26 条第 5 項の請求対象とする。

なお、既済部分に相応する請負代金を￥　　－と算定したので異存がなければ部分払いの請求を行われたい。

市場単価 ・土木工事標準単価の扱い〈市場単価〉　別表１

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
鉄筋工（太径鉄筋含む）	**鉄筋工**	鉄筋加工・組立	t	①	鋼材類
鉄筋工（ガス圧接工）	ガス圧接工	ガス圧接工　手動（半自動）・自動	箇所	②	材料分離不可
インターロッキングブロック工	インターロッキングブロック工	設置	㎡	②	材料分離不可（※２）
防護柵設置工（ガードレール）	ガードレール設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※２）
		標準型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※２）
		耐雪型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※２）
		耐雪型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※２）
		部材設置（レール設置）（耐雪型含む）	m	①	鋼材類
防護柵設置工（ガードパイプ）	ガードパイプ設置工	標準型（土中建込）	m	②	材料分離不可（※２）
		標準型（コンクリート建込）	m	②	材料分離不可（※２）
		部材設置（パイプ設置）	m	①	鋼材類
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	横断・転落防止柵設置工	土中建込	m	①	鋼材類
		プレキャストコンクリートブロック建込	m	①	鋼材類
		コンクリート建込	m	①	鋼材類
		アンカーボルト固定	m	①	**鋼材類**
		部材設置（ビーム又はパネルの設置）	m	①	鋼材類
		根巻きコンクリート設置	m	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防護柵）	落石防護柵設置工	中間支柱設置工	本	②	材料分離不可
		端末支柱設置工	本	②	材料分離不可
		ロープ・金網設置工（間隔保持材付き）	m	②	材料分離不可
		ロープ・金網設置工（上弦材付き）	m	②	材料分離不可
		ステーロープ設置工	本	②	材料分離不可
防護柵設置工（落石防止網）	落石防止網設置工	**金網・ロープ設置**	㎡	②	材料分離不可
		アンカー設置	箇所	②	材料分離不可
		ポケット式支柱（アンカー固定式）	箇所	②	材料分離不可
法面工	法面工	モルタル吹付工	㎡	②	材料分離不可
		コンクリート吹付工	㎡	②	材料分離不可
		機械播種施工による植生工（植生基材吹付工）	㎡	②	材料分離不可
		機械播種施工による植生工（客土吹付工、種子散布工）	㎡	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（植生シート工、植生マット工）	㎡	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（植生筋工、筋芝工）	㎡	②	材料分離不可
		人力施工による植生工（張芝工）	㎡	②	材料分離不可
		ネット張工（繊維ネット工）	㎡	②	材料分離不可
吹付枠工	吹付枠工	モルタル・コンクリート	m	②	材料分離不可
		ラス張工	㎡	②	材料分離不可
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本（m）	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
		植樹管理（せん定）	本（㎡）	－	材料費含まず
		植樹管理（施肥）	本（㎡）	①	その他材料
		植樹管理（除草・芝刈・潅水）	㎡	－	材料費含まず
		植樹管理（防除）	本（㎡）	①	その他材料
		移植工（掘取工）	本	②	材料分離不可
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類・その他材料
薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	樹脂モルタル舗装工	㎡	②	材料分離不可
		景観透水性舗装工	㎡	②	材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工	㎡	②	材料分離不可
道路標識設置工	道路標識設置工	標識柱・基礎設置（路側式）	基	②	材料分離不可
		標識柱設置（片持式）	基	①	鋼材類
		標識柱設置（門型式）	基	①	鋼材類
		標識基礎設置（片持式・門型式）	㎥	②	材料分離不可
		標識板設置（案内標識）	㎡	②	材料分離不可
		標識版設置（警戒・規制・指示・路線）	㎡	①	鋼材類
		添架式標識板取付金具設置（信号アーム部）	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置（照明柱・既設標識柱）	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置（歩道橋）	基	①	鋼材類

取扱い欄 ①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価 ・土木工事標準単価の扱い〈市場単価〉　　別表１

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
道路付属物設置工	**道路付属物設置工**	視線誘導標設置・土中建込用	本	②	材料分離不可（※２）
		視線誘導標設置・コンクリート建込用（削孔含む）	本	②	材料分離不可（※２）
		視線誘導標設置・コンクリート建込用（削孔含まない）	本	②	材料分離不可（※２）
		視線誘導標設置・防護柵取付用	本	②	材料分離不可（※２）
		視線誘導標設置・構造物取付用	本	②	材料分離不可（※２）
		視線誘導標設置・スノーポール併用型	本	②	材料分離不可（※２）
		境界杭設置	本	①	その他材料
		道路鋲設置（削孔式）	個	②	材料分離不可（※２）
		道路鋲設置（貼付式）	個	②	材料分離不可（※２）
		車線分離標設置（可変式・着脱式）（削孔式）	本	②	材料分離不可（※２）
		車線分離標設置（固定式）（貼付式）	本	②	材料分離不可（※２）
		境界鋲設置　金属製	本	①	その他材料
公園植栽工	**公園植栽工**	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本（m）	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	**その他材料**
軟弱地盤処理工	**軟弱地盤処理工**	**サンドドレーンエ**	**m**	①	その他材料
		サンドコンパクションパイル工	m	①	その他材料
橋面防水工	橋面防水工	シート系防水	㎡	②	材料分離不可
		塗膜系防水	㎡	②	材料分離不可
グルービング工	**グルービングエ**		㎡	—	材料費含まず
鉄筋挿入工（ロックボルト工）	**鉄筋挿入工**	鉄筋挿入工	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設足場の設置・撤去	空m³	②	材料分離不可
コンクリート表面処理工（ウォタージェット工）	コンクリート表面処理工		㎡	②	材料分離不可

市場単価 ・土木工事標準単価の扱い〈土木工事標準単価〉

工種	名称	規格	単位	取扱い	備考
区画線工	区画線工	溶融式（手動）	m	①	燃料油・その他材料
		ペイント式（車載式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（ウォータージェット式）	m	—	材料費含まず
高視認性区画線工	**高視認性区画線工**	リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		非リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去（削取り式）	m	①	燃料油
橋梁塗装工	**橋梁塗装工**	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装・素地調整	㎡	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 研磨材及びｹﾚﾝかす回収・積込工	㎡	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 ﾐｽﾄｺｰﾄ	㎡	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り塗装	㎡	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	㎡	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	㎡	②	材料分離不可
		塗替塗装 清掃・水洗い	㎡	②	材料分離不可
		塗替塗装 素地調整	㎡	②	**材料分離不可**
		塗替塗装 研磨剤及びｹﾚﾝかす回収・積込工	㎡	②	材料分離不可
		塗替塗装 下塗り塗装	㎡	②	材料分離不可
		塗替塗装 中塗り塗装	㎡	②	材料分離不可
		塗替塗装 上塗り塗装	㎡	②	材料分離不可
構造物とりこわし工	**構造物とりこわしエ**	無筋構造物	m³	—	材料含まず
		鉄筋構造物	m³	—	材料含まず
コンクリートブロック積工	**コンクリートブロック積工**	ブロック積工（練積・空積）	m³	①	コンクリート類
排水構造物工	排水構造物工	**U字側溝**	m	①	コンクリート類
		自由勾配側溝	m	①	コンクリート類
		蓋板	枚	①	鋼材類・コンクリート類
鋼製排水構造物設置	鋼製排水構造物設置	鋼製排水構設置	m	①	鋼材類

取扱い欄 ①: 市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種
（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

市場単価 ・土木工事標準単価の扱い〈土木工事標準単価〉　　別表１

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
表面被覆工（ｺﾝｸﾘｰﾄ保護塗装）	**表面被覆工（ｺﾝｸﾘｰﾄ保護塗装）**	下地処理	㎡	―	材料含まず
		ﾌﾟﾗｲﾏｰ塗布（CC-A 塗装、CC-B 塗装）	㎡	②	材料分離不可
		下地調整（CC-A 塗装、CC-B 塗装）	㎡	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-A 塗装）	㎡	②	材料分離不可
		塗装（中塗り）（CC-B 塗装）	㎡	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-A 塗装）	㎡	②	材料分離不可
		塗装（上塗り）（CC-B 塗装）	㎡	②	材料分離不可
表面含浸工	**表面含浸工**	簡易清掃	㎡	―	材料含まず
		下地処理	㎡	―	材料含まず
		含浸材塗布	㎡	①	その他材料
連続繊維ｼｰﾄ補強工	**連続繊維ｼｰﾄ補強工**	下地処理	㎡	―	材料含まず
		プライマー塗布	㎡	①	その他材料
		不陸修正	㎡	①	その他材料
		連続繊維ｼｰﾄ本体貼付（一層当たり）	㎡	①	その他材料
		仕上げ塗装（中塗り＋上塗り）	㎡	①	その他材料
		仕上げﾓﾙﾀﾙ・塗装（ﾓﾘﾀﾙ＋ﾓﾙﾀﾙ用上塗り）	㎡	①	**その他材料**
剥落防止工（ｱﾗﾐﾄﾞﾒｯｼｭ）	**剥落防止工（ｱﾗﾐﾄﾞﾒｯｼｭ）**	**剥落防止工（ｱﾗﾐﾄﾞﾒｯｼｭ）**	㎡	①	その他材料
漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	①	その他材料
防草ｼｰﾄ設置工	防草ｼｰﾄ設置工	防草ｼｰﾄ設置（覆土）	㎡	①	その他材料
		防草ｼｰﾄ設置（露出）	㎡	①	その他材料
紫外線硬化型 FRP ｼｰﾄ設置工（ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂）	**紫外線硬化型 FRP ｼｰﾄ設置工（ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂）**	紫外線硬化型 FRP ｼｰﾄ設置（紫外線照射なし）	㎡	②	材料分離不可
		紫外線硬化型 FRP ｼｰﾄ設置（紫外線照射あり）	㎡	②	材料分離不可
塗膜除去工	**塗膜除去工**	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	㎡	①	その他材料
ﾊﾞｷｭｰﾑﾌﾞﾗｽﾄ工	ﾊﾞｷｭｰﾑﾌﾞﾗｽﾄ工	**ﾊﾞｷｭｰﾑﾌﾞﾗｽﾄ**	㎡	②	材料分離不可
道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	**支柱・基礎設置**	基	②	材料分離不可
		鏡体設置	基	②	材料分離不可
		鏡体撤去	基	―	材料含まず
		支柱・基礎撤去	基	―	材料含まず
仮設防護柵設置工（仮設ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ）	**仮設防護柵設置工（仮設ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ）**	仮設防護柵設置 H 鋼基礎	m	①	鋼材類
		仮設防護柵設置 独立基礎ﾌﾞﾛｯｸ	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵設置 連続基礎ﾌﾞﾛｯｸ	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵撤去 H 鋼基礎	m	―	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 独立基礎ﾌﾞﾛｯｸ	m	―	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 連続基礎ﾌﾞﾛｯｸ	m	―	材料費含まず
機械式継手工	機械式継手工	継手方式(1)	箇所	①	鋼材類
		継手方式(2)	箇所	①	鋼材類
抵抗板付鋼製杭基礎工	抵抗板付鋼製杭基礎工	打込または引抜 施工条件Ⅰ	回	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅱ	式	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅲ	式	①	鋼材類
ﾉﾝｺｰｷﾝｸﾞ式ｺﾝｸﾘｰﾄひび割れ誘発目地設置	**ﾉﾝｺｰｷﾝｸﾞ式ｺﾝｸﾘｰﾄひび割れ誘発目地設置**		m	②	材料分離不可
FRP 製格子状ﾊﾟﾈﾙ設置工	**FRP 製格子状ﾊﾟﾈﾙ設置工**		枚	②	材料分離不可
侵食防止用植生ﾏｯﾄ工（養生ﾏｯﾄ工）	**侵食防止用植生ﾏｯﾄ工（養生ﾏｯﾄ工）**		㎡	①	その他材料
支承金属溶接工	**支承金属溶接工**	支承金属溶射ﾌﾞﾗｽﾄ法（潤滑性防錆剤注入なし）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射ﾌﾞﾗｽﾄ法（潤滑性防錆剤注入あり）	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射 粗面形成法	基	②	材料分離不可
		仕上げ塗装（１層）	層	②	材料分離不可
耐圧ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾘﾌﾞ管（ﾊｳｴﾙ管）設置工	耐圧ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾘﾌﾞ管（ﾊｳｴﾙ管）設置工	耐圧ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾘﾌﾞ管（ﾊｳｴﾙ管）設置	m	①	その他材料

取扱い欄 ①: 市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種
（備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。）

（参考）全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項　目		全体スライド （第１～４項）	単品スライド （第５項）	インフレスライド （第６項）
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、残工期が２ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が２ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が２ヶ月以上ある工事
条 項 の 趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対 象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過後の残工事量に対する資材､労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類,燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材､労務単価等
	受注者の負担	残工事費の１．５％	対象工事費の１．０％ （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０％ （30 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１％」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能

単品スライド額算定の考え方　概略フロー

別紙１

増額変更の場合の例

受注者

❑ 単品スライドの請求
（必要な情報，資料等）
・対象品目，対象材料
・変更請求概算額
・材料毎に対象数量，搬入・購入等の時期，購入先，単価・購入価格及び、それが証明できる納品書，請求書，領収書

（参考）対象品目及び材料

区　分	品　目	材　　料
鋼材類	鋼材類	H形鋼，異形棒鋼，厚板，鋼矢板，鉄鋼二次製品，ガードレール，スクラップ等 （賃料や損料も対象とすることが可能）
燃料油	燃料油	ガソリン，軽油，混合油，重油，灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン），セメント，モルタル，コンクリート混和材，コンクリート用骨材，コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物，アスファルト乳剤，ストレートアスファルト，改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

❑ 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
品目毎の合計金額で比較する（材料毎の比較は行わない）
① 実勢価格に基づく**変動後**の金額（**品目毎の合計金額**）実勢価格は落札率を考慮
② 実際の購入金額（**品目毎の合計金額**）

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者
❑ **実勢価格**にて品目毎の変動額を算出

発注者
❑ 品目毎の変動額が請負代金額※の１％を超えるかを確認
（品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可）

変動額が請負代金額※の１％を超える品目

変動額が 請負代金額※の１％を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者
❑**実勢価格**にてスライド額を算定

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

❑ **申し出のあった材料毎**にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

具体的なフローは次ページ参照

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者
❑ **実際の購入金額**にて品目毎の変動額を算出

発注者
❑ 品目毎の変動額が請負代金額※の１％を超えるかを確認

変動額が 請負代金額※の１％を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者
❑**実際の購入金額**にて**スライド額を算定**

※ 部分払いをした工事おける「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金を控除した額

実際

別紙１

受注者

❑　実際の購入金額でのスライド額算定を希望

・対象品目及び対象材料を申出※

・実購入先を含まない２社以上の見積り提出※

「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（落札率考慮）」以上となることを受注者にて確認

（補足）見積りについて
❑工期内の代表的な月（１ヶ月以上）　とする

※単品スライド請求時にあわせて提出

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

第１段階

受注者

❑　受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

＜チェック項目＞

❑　対象材料ごとに以下を確認

・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（１ヶ月以上）の単価で確認

「実際の購入金額の単価」と２社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

実勢価格にて算出

❑　実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

第２段階

発注者

❑　「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

＜チェック項目＞

❑　①が②以内であるかを確認

①「実際の購入金額の単価」
（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）

②「実勢価格の単価（落札率考慮）＋３０％」
（複数月に渡って搬入している場合は、　実勢価格の単価（落札率考慮）の加重平均＋３０％）

❑　①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

＜確認方法＞　各発注者の判断による

１）発注者による見積り徴収
２）近隣工事における材料調達状況
３）特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価（落札率考慮）の＋３０％は発注者として妥当性を確認するためのものであり、＋３０％を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

❑　①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料単価の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断

❑　①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることを発注者が入手できる情報・資料から確認できる